

一般社団法人日本顎関節学会 認定歯科衛生士制度規則

第1章 総則

- 第1条 一般社団法人日本顎関節学会（以下、本学会とする）は、顎関節症患者に対する口腔健康管理に必要な基本的知識、態度および技能を涵養することを目的とし認定歯科衛生士制度を設ける。
- 第2条 本学会に認定歯科衛生士を設け、認定歯科衛生士制度実施に必要な事業を行う。

第2章 認定歯科衛生士申請者の資格

- 第3条 認定歯科衛生士の資格を申請する者は、次の各号すべてをみたしていなければならない。
- 1) 日本国歯科衛生士の免許を有する者。
 - 2) 認定歯科衛生士申請時に本学会に継続して1年以上の在籍期間があること。
 - 3) 第7条の認定研修の各号をすべてみたす者。

第3章 認定歯科衛生士のための認定研修

- 第4条 認定研修は、顎関節症患者に対する生活習慣、セルフケア指導などの健康管理にあたる歯科衛生士に必要な基本的知識、態度および技能を涵養することを目的とする。
- 第5条 認定研修の内容は以下に定める。
- 1) 歯科衛生士免許取得後、本学会専門医制度における認定研修機関において1年以上認定衛生士制度研修カリキュラムに則った診療および研究に従事すること。認定研修機関（研修施設、関連研修施設、研修補助施設、基礎系教育指導施設）に所属しない場合は認定歯科衛生士講習会及び歯科衛生士セミナーを10単位以上受講すること。
 - 2) 顎関節症に関する基本的知識、態度および技能の研修。
 - 3) 生涯研修（本学会学術大会および本学会主催の学術講演会等に参加）。
- 2 この規則に定めるものの他、研修カリキュラムに関し必要な事項は別に定める。

第4章 認定歯科衛生士の認定、登録

- 第6条 認定歯科衛生士の認定を受けようとする者は、別途定める認定申請書類に申請料を添えて資格認定委員会に提出しなければならない。
- 第7条 歯科衛生士活動推進委員会は認定に際して申請書類審査、合格者には症例報告書に対して口頭試問を課し、可否の判定を行う。認定についてはその後、資格認定委員会が出席委員の3分の2以上の賛成により判定し、理事会の議を経て決定する。

- 2 審査に合格した者は別途定める登録申請書類に登録料を添えて申請を行わなければならない。
- 3 所定の登録手続きを完了した者は認定歯科衛生士として本学会に登録され、認定証を交付される。

第 5 章 認定歯科衛生士の資格更新

第 8 条 認定歯科衛生士は 5 年毎にその資格を更新しなければならない。

- 2 資格の更新には 5 年毎に別途定める研修実績(本学会学術大会もしくは認定歯科衛生士講習会や歯科衛生士セミナーの受講,学会発表,論文投稿により 30 単位以上)を修めなければならない。
- 3 資格の更新を申請する者は、別途定める更新申請書類に更新料を添えて認定審議会に提出しなければならない。

第 9 条 資格更新は書類審査により行う。合否の判定は認定審議会にて行い、出席委員 3 分の 2 以上の賛成により判定し、理事会の議を経て決定する。

- 2 審査に合格した者は別途定める更新登録申請書類を認定審議会に提出し申請を行わなければならない。
- 3 所定の更新手続きを完了した者は引き続き認定歯科衛生士として本学会に登録され、新しい認定証を交付される。

第 6 章 認定歯科衛生士資格喪失

第 10 条 認定歯科衛生士は、次の理由により認定審議会および理事会の議を経て、その資格を喪失する。

- 1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
- 2) 認定歯科衛生士の資格更新を行わなかったとき。
- 3) 歯科衛生士の免許を喪失したとき。
- 4) 本学会会員の資格を喪失したとき。
- 5) 認定歯科衛生士としてふさわしくない行為があったとき。前項第 5 号に該当する場合は、その会員に対して、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第 7 章 補則

第 11 条 この規則は令和 6 年 7 月 12 日から施行する。

第 12 条 この規則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。